

【1】有機農産物、有機加工食品、有機畜産物 及び有機飼料の J A S の Q & A 外国格付表示業者関連解説

○農水省 HP

有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q&A（令和 5 年 12 月現在）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-395.pdf

① 制度の目的

（問 6－5）令和 4 年の J A S 法改正において、外国格付の表示を行うために認証が必要になった理由は何ですか。

（答）

日本国内において同等性を利用して付される外国格付の表示の取扱いについて、改正前の J A S 法では何ら規定がなかったことから、外国格付の表示状況の管理等ができず、表示の信頼性が担保できていませんでした。

同等性を利用した輸出が増加している中で、製造国が「日本」と表示され、不適切な外国格付の表示が付された製品の摘発が海外で頻発した場合には、相手国・地域からの信頼性を失うとともに、今後の同等性交渉の障害ともなるため、外国格付の表示を適切に管理できる仕組みを設ける必要があるという観点から、令和 4 年の J A S 法改正において、外国格付の表示を行うために認証が必要という仕組みを設けました。

② 認証対象事業者

（問 6－7）どのような場合に外国格付表示業者の認証取得が必要ですか。また、

- ① 有機同等性を利用し輸出を行う事業者であっても、同等国の格付の制度に基づく認証マークを付さなければ、外国格付表示事業者の認証を受ける必要はないのですか。
- ② 外国格付の表示を農林物資や包装・容器に付さず、送り状にのみ付す場合であっても、外国格付表示事業者の認証は必要ですか。

（答）

有機同等性を利用し輸出する農林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付す場合、外国格付表示業者の認証を取得する必要があります。

①について、有機同等性を利用し輸出を行う事業者であっても、外国格付の表示を付さない場合は、外国格付表示業者の認証を取得する必要はありません。

②について、外国格付の表示を送り状にのみ付す場合であっても、外国格付表示事業者の認証は必要です。

③ 格付表示(有機 JAS マーク貼付)が必須となります。(小分け業者の場合例外あり)

(問 6 - 8) 認証生産行程管理者が外国格付表示業者の認証を受け、自ら生産する農林物資に外国格付の表示を付す場合、当該生産行程管理者は、当該農林物資への有機 J A S マークの貼付を省略することはできますか。

(答)

外国格付の表示は、格付の表示の付してある農林物資についてのみ認められており、認証生産行程管理者が外国格付表示業者の認証を受け、自ら生産する農林物資に外国格付の表示を付す場合であっても、当該認証生産行程管理者は、当該農林物資等への有機 J A S マークの貼付を省略することはできません (J A S 法第 12 条の 2 第 1 項) 。

なお、有機 J A S マークは、必ずしも当該農林物資、その包装、容器に貼付する必要はなく、送り状のみに貼付することも可能です。

(JONA 解説)

- * 上記回答にあるとおり有機 JAS マークは納品書や送り状のみでもよいため、製品には外国格付表示のみで、送り状に有機 JAS マークのみというパターンでも構いません。またこの時の送り状の考え方として、認証事業者の格付部署で作成する格付記録等について、輸出先が記載されている等、輸出記録と紐付けできるのであれば、そのような内部記録も送り状の一つとして見なすことが可能とのこと。
- * 外国格付表示業者による外国格付表示の制度がスタートしてしばらくの間、当会を含む複数の認証機関の説明では、小分け業者が自ら小分けした製品に外国格付表示をする場合、格付表示(有機 JAS マーク貼付)を省略することが可能とご説明していましたが、その後農水省よりこの件について解釈が示され、小分け業者が自ら小分けした製品であっても、格付表示(有機 JAS マーク貼付)を省略できないとされました。したがって、小分け業者であっても生産行程管理者同様に格付表示(有機 JAS マーク貼付)が必須となります。

④ 外国格付表示のタイミング

(問 6-9) 認証生産行程管理者が外国格付表示の認証を受け、自ら生産等する農林物資に外国格付の表示を付す場合、当該生産行程管理者は、外国格付の表示を付す前に当該農林物資に有機 JAS マークを付さなければならないのですか。

(答)

認証外国格付表示業者は、自ら生産する農林物資について、認証生産行程管理者として有機 JAS マークの貼付を行う前に、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付しておくことができます (JAS 法第 12 条の 2 第 2 項)。

なお、この場合であっても、当該認証生産行程管理者は、当該農林物資の譲り渡し又は譲り渡しの委託を行う前に、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に有機 JAS マークを貼付しなければなりません (JAS 法第 12 条の 2 第 3 項)。

(JONA 解説) 外国格付表示を予めおこない、そのご格付表示 (有機 JAS マーク貼付) という流れでも構いません。ただし手順を規程に文書化して下さい。

⑤ 輸出証明書について

(問 6-11) 外国格付表示業者の認証を受けた事業者であっても、同等性を利用して有機農産物等を輸出する場合は、当該有機農産物等に輸出証明書を添付することが必要ですか。

(答)

同等性を利用して有機農産物等を輸出する場合、輸出証明書を添付することが相手国・地域から求められていますので、外国格付表示業者の認証を受けた事業者であっても、同等性を利用して輸出する有機農産物等に輸出証明書を添付することが必要です。

(JONA 解説) 上記の通り外国格付表示業者となっても輸出証明書は従来どおり必要です。また表示審査も必要です。

⑥ 国内流通について

(問 6-12) 外国格付表示業者の認証を受けた事業者であれば、外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることは可能ですか。

(答)

認証外国格付表示業者が輸出に係る製品に外国格付の表示を付す場合及び外国の格付の制度に基づく認証を取得している場合以外は、農林物資等に外国格付の表示を付すことはできないこととなっていますので、外国格付表示業者の認証を受けた事業者であっても、有機同等性に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることはできません。

なお、外国の格付の制度に基づく認証を取得している事業者は、当該外国の格付の制度に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることが可能です (JAS 法第 37 条第 1 項)。

(JONA 解説) 同等性にもとづく外国格付表示は同等国に輸出する場合に限られます。

【2】有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準解説

○農水省 HP

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準（制定 令和4年9月21日財務省・農林水産省告示第22号）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-270.pdf

下記、四角枠内が認証の技術的基準本文です。

一 外国格付の表示を付そうとする農林物資（以下「輸出品」という。）の受入れ及び保管のための施設

有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸出品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

（JONA 解説）外国格付表示を行う施設および外国格付表示品の包装・保管のための施設の条件

すでに認証を取得している事業者の場合、認証を受けた施設で外国格付表示および外国格付表示品の包装・保管を行うことが可能です。なお外国格付表示の為に全く新しい倉庫や施設を使用する場合は新たに審査が必要です。

二 輸出品の受入れ及び保管の実施方法

- 1 三の 2 に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。
 - (1) 輸出品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
 - (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品（以下「有機食品等」という。）の受入れ、保管及び包装に関する事項
 - (2) 外国格付の表示を付する前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
 - (3) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (4) 苦情処理に関する事項
 - (5) 輸出品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (6) 包装に使用する機械及び器具に関する事項
- 3 内部規程に従い輸出品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。
- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

(JONA 解説) 責任者の職務と内部規程について

認証を受けるためには、外国格付表示業者の「受入保管責任者」を選任する必要があります。受入保管責任者の業務は、内部規程の策定・運用と異常事態の対応となります。

また内部規程は以下（１）～（６）について定める必要があります。ただし既に認証を取得している事業者の場合、既存の規程を活用することが可能です。「六 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い」を参照して下さい。

- (1) 外国格付表示品の受入、保管、包装（実施する場合のみ）の手順について
- (2) 外国格付表示を表示する前の原料の有機 JAS マークの確認手順について
→解説【1】Q&A③および④で触れたとおり、外国格付表示をするためには格付表示（有機 JAS マーク貼付）がされていることが前提となります。送り状のみに格付表示する場合や、社内内部記録を送り状とする場合、小分け業者が原料の格付表示を根拠とする場合、格付表示と外国格付表示のタイミングが前後する場合などは、確認手順をより明確に定めてください。
- (3) 記録の保管期間や手順について
- (4) 外国格付表示品の苦情処理手順について
- (5) 外国格付表示品に関連して認証機関の確認等の業務に協力する旨を文書化。また申請内容に変更が生じる際の手順について
- (6) 外国格付表示品に包装をする必要がある場合、その機械や器具の管理方法について（無い場合は省略可能）

上記文書化した内部規程に従って適切に業務を実施すること。規程については定期的に見直しを実施し、従業員に十分に周知する必要があります。

三 輸出品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

1 受入保管担当者

輸出品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 受入保管責任者

- (1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、登録認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。
- (2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていること。

(JONA 解説) 受入保管担当者と受入保管責任者の資格要件について

外国格付表示業者の受入保管担当者および受入保管責任者ともに、食品の流通実務経験が必要となります。3年又は高卒以上の学歴の場合2年の経験が必要となります。

食品の流通実務については、農産物の生産や加工食品の製造、食品の小分けや輸出入などの流通なども含まれます。すでに、生産行程管理者担当者や生産行程管理責任者、小分け担当者、小分け責任者、輸入の受入保管担当者、受入保管責任者の方は実務経験を満たすこととなります。

上記の実務経験を満たす方は受入保管担当者に選任可能です。また組織に受入保管担当者が1名の場合はその方を受入保管責任者とします。組織に受入保管担当者が複数名いる場合はどなたか1名を受入保管責任者に選任しなければなりません。

受入保管責任者の資格要件は、上記実務経験の他、JONA が指定する講習会で「輸出品の受入れ、保管及び包装 に関する課程」を修了する必要があります。

なお、JONA 有機 JAS 講習会で「輸出品の受入れ、保管及び包装 に関する課程」を加えたのは2022年9月以降の講習会からですが、「六 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い」にて触れているとおり、過去の有機 JAS 講習会で以下のいずれかの過程を修了している場合は、「輸出品の受入れ、保管及び包装 に関する課程」を修了したとみなすことができます。

「有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程」→農家用の講習会

「有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程」→畜産農家用の講習会

「有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程」→製造業者用の講習会

「小分けに関する課程」→小分け業者用の講習会

「輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程」→輸入業者用の講習会

四 外国格付の表示を付する組織及び実施方法

- 1 外国格付の表示を付する組織
外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
- 2 外国格付の表示の実施方法
 - (1) 次の事項について、外国格付の表示に関する規程（以下「外国格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 外国格付の表示に関する事項
 - イ 外国格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ウ 出荷後に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - エ 外国格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - オ 外国格付の表示の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (2) 外国格付表示規程に従い外国格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

(JONA 解説)

次の項五に定める外国格付表示担当者は、営業部門から独立した組織および権限を有する必要があります。やむを得ず営業部所属の方が外国格付表示担当者になる場合は、外国格付表示品に関わる営業はできません。

また、以下、ア～オに定める内容について、外国格付表示規程に定める必要があります。

- (ア) 外国格付表示の数量管理方法、表示方法、外国格付表示を付した製品の表示は輸出国の表示基準に定める内容とし、表示審査を受けることなどを文書化
- (イ) 外国格付表示後の出荷方法や不適合となった際の処置方法を文書化。特に格付表示と外国格付表示が前後する場合、生産行程の検査で不適合となった場合の外国格付表示の除去など。
- (ウ) 出荷後に、不適合が明らかになった際の出荷先への伝達の義務と外国格付表示の抹消の方法などを文書化
- (エ) 外国格付表示に関わる記録と保管期限の文書化
- (オ) 外国格付表示に関わる内容について、認証機関の確認等業務に協力する旨の宣誓および、毎年6月末までに外国格付表示実績の報告することについて

上記文書化した外国格付表示規程に従って適切に外国格付表示および除去を実施することが求められます。

五 外国格付の表示を担当する者の資格及び人数

外国格付の表示を担当する者として、講習会において外国格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

(JONA 解説) 外国格付表示担当者の資格要件

外国格付表示担当者を1名以上選任する必要があります。なお複数名いても外国格付表示担当者のままです（責任者はありません）。

外国格付の表示を担当する者（外国格付表示担当者）の資格要件は、営業部門からの独立の他、JONAが指定する講習会（外国格付の表示に関する課程）を修了する必要があります。

2022年8月までにJONA有機JAS講習会を修了した方については、講習内容に「外国格付表示業者の認証の技術的基準（外国格付の表示に関する課程）」の内容が含まれていないため、再受講して頂くか、今回の認識度確認テストを受講して下さい。

なお、2022年9月以降のJONA有機JAS講習会修了者については講習内容に「外国格付表示業者の認証の技術的基準（外国格付の表示に関する課程）」の内容が含まれていますので、再受講および認識度確認テストの受講は必要ありません。

六 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者又は生産行程管理者（以下「取扱業者等」という。）の認証を受けようとする取扱業者等が現に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証（以下「有機農産物等の認証」という。）を受けている場合であって、当該取扱業者等が次に掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。

- 1 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）一から三まで
- 2 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1832号）一から三まで
- 3 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号）一から三まで
- 4 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号）一から三まで
- 5 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号）一から三まで

(JONA 解説) 既に認証を取得している事業者のみなし規定

既に他の有機JAS認証を取得している事業者の場合、外国格付表示業者の認証の技術的基準(一)～(三)をすでに満たしているとみなすという内容です。つまり外国格付表示業者の施設および受入保管責任者（担当者）の資格、内部規程の内容を適合とすることができます。

ただし、外国格付表示のみに使用する施設があったり、外国格付表示のみの行程（例えば外国格付表示前に格付表示を確認することなど）がある場合は、規程に文書化する必要があります。

七 同時に有機農産物等の認証を取得しようとする場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者等の認証を受けようとする取扱業者等が同時に有機農産物等の認証を受けようとする場合であって、六の1から5までに掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。

(JONA 解説) 他の有機 JAS 認証と同時申請する事業者のみなし規定

同時申請する他の有機 JAS 認証の認証の技術的基準(一)~(三)が適合の場合は、外国格付表示業者の認証の技術的基準(一)~(三)をすでに満たしているとみなすという内容です。つまり外国格付表示業者の施設および受入保管責任者(担当者)の資格、内部規程の内容を適合とすることができます。ただし、外国格付表示のみに使用する施設があったり、外国格付表示のみの行程(例えば外国格付表示前に格付表示を確認することなど)がある場合は、規程に文書化する必要があります。

お問い合わせ

日本オーガニック & ナチュラルフーズ協会 事務局

Tel:03-4400-3515 Fax:03-4400-3516

jonacontact@jona-japan.org

以上